

## 板橋区ベビーシッター利用支援事業実施要綱

(平成31年2月12日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」と言う。）が待機児童解消に資することを目的として実施するベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）について、都、公益社団法人全国保育サービス協会及び板橋区（以下「区」と言う。）の三者が締結する「ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）に関する協定書」並びに都が定める「ベビーシッター利用支援事業利用約款」（以下「利用約款」という。）に定めるもののほか、区における当該事業の利用対象者及び事務取扱について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び第4項の規定により設置する板橋区内の保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (2) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所をいう。
- (3) 定期利用事業 板橋区定期利用保育事業実施要綱（平成24年2月1日区長決定）に規定する定期利用保育事業及び一時保育一体型定期利用保育事業並びに板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱（平成30年1月26日区長決定）に規定する定期利用保育事業をいう。
- (4) 多様な他者との関わりの機会の創出事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日4福保子保第4943号）に規定する多様な他者との関わりの機会の創出事業をいう。
- (5) 待機児童 保育所等への入所申込をし、入所保留（不承諾）となっている児童（零歳児、1歳児及び2歳児に限る。以下同じ。）をいう。
- (6) 育児休業満了者 子が零歳児で保育所等への入所申込をせず、当該子が満1歳に達する日まで育児休業を取得し、当該日以後復職した保護者のうち、直近で到来する4月に保育所等へ入所申込を行う意思を有する者をいう。

### (利用対象者)

第3条 この事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 待機児童の保護者
  - (2) 育児休業満了者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の利用対象としない。
- (1) 児童及びその保護者について、区に住民登録がない又は区に住民登録はあるが居住の実態がない場合
  - (2) 保育所等の入所内定（承諾）を辞退後に再申込し、入所保留となっている場合（入所後に転園申請をしたことにより入所保留となっている場合を含む。）。ただし、止むを得ない事情があると子ども家庭部保育サービス課長（以下「保育サービス課長」という。）が認める場合は、この号に該当しないものとする。
  - (3) 保育所等及び認証保育所の入所者並びに定期利用事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用者である場合
  - (4) 板橋区認証保育所等保育料負担軽減助成要綱（平成22年2月25日区長決定）に基づく認証保育所等保育料軽減助成金の受給者である場合
  - (5) 板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成要綱（令和7年3月24日区長決定）に基づく認可外保育施設保育料負担軽減助成金の受給者である場合
  - (6) 利用しようとする児童に係る産前産後休暇又は育児休業を取得中である場合
  - (7) 利用する児童の下の子を出産し、当該子に係る育児休業を取得する場合

(8) 自宅において保育環境を確保することができない場合

(確認書の交付)

第4条 この事業を利用しようとする者は、確認書交付申請書（別記第1号様式）を保育サービス課長に提出しなければならない。

2 保育サービス課長は、前項の規定による申出書を受理したときは、交付の適否を審査のうえ、適当と認めるときは、対象者確認書（別記第2号様式）を交付する。

3 保育サービス課長は、確認書交付申請書の提出件数、審査結果及び確認書の交付件数を利用者管理簿（別記第3号様式）に記録し、管理する。

(助成券システムアカウント発行申請書の受付等)

第5条 保育サービス課長は、利用約款第10条に規定する助成券の交付申請に関し、利用者から助成券システムアカウント発行申請書（別記第4号様式）の提出があったときは、遅滞なく助成券システムアカウント発行申請書を都に送付しなければならない。

2 保育サービス課長は、助成券システムアカウント発行申請書の受付状況及び東京都への発送件数を利用者管理簿に記録し、管理する。

(都への入所決定状況等報告)

第6条 協定書別表中丙の欄第4項の規定に基づき、区が都に対して行う、利用約款第11条（利用の終了）に係る情報提供は、利用者状況報告書（別記第5号様式）によるものとする。

(事業終了後の支出処理)

第7条 区は、第3条第1項第1号に該当する者に係るベビーシッター事業経費に関し、利用実績に協定書第3条第1項第1号に規定する区公費負担割合（1／8）を乗じて得た額を、事業実施会計年度の出納整理期間閉鎖後、都から発付される納入通知書による請求に基づき支払うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和5年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り効力を失う。



## ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書

様

あなたは、ベビーシッター利用支援事業の対象者（待機児童の保護者・育児休業満了者）です。

利用の検討に当たっては、利用案内パンフレット及び利用約款をよく確認してください。

なお、本確認書は、ベビーシッター事業者に利用の申込みをする際、必要になりますので、利用を希望する場合は大切に保管してください。

対象児童名 (生年月日 年 月 日)

保育認定の区分 保育標準時間認定 ・ 保育短時間認定

本事業を利用できる期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(ただし、利用約款第11条に該当することとなった場合は、期間内であっても利用は終了します。)

※ 利用を希望する場合は、東京都福祉保健局のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から希望の事業者を選び、直接連絡してください。  
その際、「東京都のベビーシッター利用支援事業を利用したい」旨を必ず伝えてください。

※ 認定事業者と契約が成立した場合は、初回の利用（予定）日の10開庁日前までに、保育サービス課の窓口で契約書を持参し、本事業の専用システムを利用するために必要なアカウントの発行申請手続きを行ってください。  
(期限に遅れた場合、事業者の取扱いによっては、システムを利用できるようになるまでの利用料が全額本人負担となる可能性があります。)

年 月 日

東京都板橋区子ども家庭部  
保育サービス課長





東京都福祉保健局  
 少子社会対策部保育支援課  
 板橋区子ども家庭部保育サービス課

板橋区

## ベビーシッター利用支援事業 アカウント発行申請書

私は、本事業の利用約款に同意し、専用システムのアカウントの発行を申請します。  
 なお、利用約款第11条に該当することとなった場合には、第11条に規定された日をもって本事業を利用できなくなることに異論ありません。

### <申請者記入欄>

申請年月日	令和 年 月 日
申請者（利用者）	(フリガナ) 氏 名 _____
	住 所 郵便番号 ( - ) _____
	(マンション名等) _____
	電話番号 (自 宅) - - _____
	(携帯電話) - - _____
利用児童名	(フリガナ) 氏 名 _____ 生年月日 平成・令和 年 月 日
契約した認定事業者名	
初回利用（予定）日	令和 年 月 日

### <区市町村職員記入欄>

受付年月日及び受付者	令和 年 月 日 (受付者: )
裏面チェック確認	(全項目に漏れなくチェックされていることを確認したか?→) <input type="checkbox"/>
契約書確認	(上記の認定事業者との契約書であることを確認したか?→) <input type="checkbox"/>
窓口説明確認	(次の内容を説明したか?→) <input type="checkbox"/> 第9条 (利用者の責務) <input type="checkbox"/> 第11条 (利用の終了) <input type="checkbox"/> 第13条 (個人情報等の提供)
利用者区分 (該当する方に○)	待機児童の保護者 ..... 育児休業満了者
保育認定の区分 (該当する方に○)	標準時間 ..... 短時間
利用を認める期間 (対象者確認書に記載した期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<東京都記入欄> 都收受日 令和 年 月 日

協会送付日 令和 年 月 日

<ベビーシッター利用支援事業 利用約款への同意について>

本事業の利用にあたって、利用約款を確認しました。また、以下の内容について同意しました。(※ 全ての項目を確認してチェックをし、署名してください。)

署名

事業実施期間	<input type="checkbox"/> 本事業は、令和9年(2027年)3月31日まで実施する予定です。
提供するサービス	<input type="checkbox"/> 認定事業者が派遣するベビーシッターが、ご自宅において、対象のお子さんの保育を行います。家事サービス、兄弟姉妹の送迎、その他の付随サービスは、含みません。 <input type="checkbox"/> 食事(離乳食、冷凍母乳、粉ミルク、おやつを含む。)は、保護者が用意してください。
保育を行うベビーシッター	<input type="checkbox"/> 東京都が指定する研修を修了し「指定研修修了者証」の交付を受けたベビーシッターが保育を行います。ただし、ベビーシッターの急病等、事前に予測不能な事情による場合で、利用者が了承する場合には、要件を満たさないベビーシッターが担当することがあります。 <input type="checkbox"/> ベビーシッターは、複数名がチームを組み、日ごとに又は1日の中で交代して保育を行います。
利用時間	<input type="checkbox"/> 対象児童一人当たり、保育標準時間認定の方は1日11時間(月220時間)まで、保育短時間認定の方は1日8時間(月160時間)まで利用できます。 <input type="checkbox"/> 利用可能な日・時間は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までです。祝日・休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は利用できません。 <input type="checkbox"/> 本事業は、利用者が利用を希望するすべての日時に、必ずベビーシッターの手配ができることを保証するものではありません。認定事業者との利用日時の調整は、十分な時間的余裕をもって行ってください。 <input type="checkbox"/> お子さんが体調不良の場合(37.5度以上の熱がある場合等。詳細は、各認定事業者の規定によります。)、保護者が休暇の日(体調不良等による欠勤を含みます。)、産休・育休中は、利用できません。
利用料金等	<input type="checkbox"/> 助成券を利用することにより、1時間あたり税込150円の利用料で利用できます。 <input type="checkbox"/> 利用料以外の料金(入会金、キャンセル料、保険料等)は、原則として助成の対象外とします。ただし、対象児童の体調不良によるキャンセル料については、医師の診断書等、東京都が指定する証明書類を期日までに提出した場合に限り、助成券を利用することができます。
注意事項	<input type="checkbox"/> 本事業は、待機児童対策事業です。利用者は、本事業の利用開始後、利用約款第9条に定める入所申込み等を必ず行わなくてはなりません。必要な手続きを行わなかった場合、保育所等への入所が内定した場合、入所が内定したにも関わらず辞退した場合には、本事業は利用終了となります。 <input type="checkbox"/> 退職や勤務時間数の変更等により、保育を必要とする時間数に変更があった場合は、区市町村に直ちに報告してください。 <input type="checkbox"/> 区市町村の区域外に転出した場合は、本事業は利用できなくなります。 <input type="checkbox"/> その他、認定事業者のいずれとも契約が成立しなくなった場合、区市町村に提出した書類に虚偽があった場合、利用約款の規定が守られなかった場合は、本事業を利用できなくなります。
個人情報の提供	<input type="checkbox"/> 利用者は、利用約款第13条に定める個人情報等が、東京都、東京都が事務を委託する公益社団法人全国保育サービス協会及び区市町村の間で共有されることを了承するものとします。 <input type="checkbox"/> 利用者が本事業の利用資格を失った場合、東京都は利用者が契約する認定事業者に対し、その旨の情報提供を行います。

## ベビーシッター利用支援事業 利用者状況報告書

板橋区

## 1 本事業利用者の入所選考結果【報告期限:選考結果発表日から3開庁日以内】

	利用者名	対象児童名	利用枠 (プルダウンから選択)	利用を認めた期間	入所選考結果(プルダウンから選択) ○:入所内定(内定辞退を含む) ×:入所保留、入所申込せず	(○の場合のみ) 内定した入所月
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## 2 本事業利用者のうち、入所内定以外の理由で新たに対象者要件を満たさなくなった(満たさなくなる)者【報告期限:事由発生日から3開庁日以内】

	利用者名	対象児童名	利用枠 (プルダウンから選択)	利用を認めた期間	事由	助成券の失効日 (利用約款第11条参照)
1						
2						
3						
4						
5						

## 3 備考(復職日を確認した利用者等について)【報告期限:把握した日から3開庁日以内】

--

【問合せ先】 担当者名:  
電話番号: